第十三条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「ときは、」を「ときは」に改め、「変更後のもの」の下に「とし、その事業再編計画に係る同法第二条第五項に規定する事業再編が同項第一号の措置のうち良質かつ低廉な農業資材の供給又は同条第二項に規定する農産物流通等の合理化に特に資するものとして財務省令で定めるものを行うものである場合における当該事業再編計画に限る」を加え、「百分の百四十（」を「百分の百三十五（」に、「百分の百四十五」を「百分の百四十」に改める。

第十四条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第二十四条の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第二十四条の三第一項中「建物及びその附属設備にあつては、」を「政令で定める規模のものに限るものとし、建物及びその附属設備にあつては」に改める。

第二十五条第一項中「令和五年」を「令和八年」に改める。

第二十八条の四第五項第二号中「及び第六十九条、第七十条、第七十一条及び第七十二条」に改め、同条第六項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第二十九条の二第一項第一号中「経過する日」の下に「（当該付与決議の日において当該新株予約権に係る契約を締結した株式会社がその設立の日以後の期間が五年未満であることその他の財務省令で定める要件を満たすものである場合には、当該付与決議の日後十五年を経過する日）」を加える。

第三十一条第三項第三号中「第七十一条」の下に「及び第七十二条」を加える。

第三十一条の二第一項中「令和四年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同条第二項第十二号を削り、同項第十一号中「地域」を「区域」に、「第九号」を「第十号」に、「第十三号」を「次号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の二を同項第九号とし、同項第七号中「都市計画区域」を「都市計画区域のうち政令で定める区域」に改め、「及び次号」を削り、「第八号の二」を「第九号」に改め、同項第十四号中「開発許可」を「都市計画法第二十九条第一項の許可」に、「当該死亡した」を「その死亡した」に、「同項」を「第五項」に、「第八号の二」を「第九号」に改め、同項第十五号中「当該死亡した」を「その死亡した」に、「第九号」を「第十号」に改め、同項第十六号中「第九号」を「第十号」に改め、同条第三項中「令和四年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改める。

第三十一条の三第一項中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第三十五条第三項中「第五項」を「第六項」に、「以下この項」を「以下この項及び次項」に、「令和五年十二月三十一日」を「令和九年十二月三十一日」に、「除く。）に」を「除き、第三号に掲げる譲渡をした場合にあつては、当該譲渡の時から当該譲渡の日の属する年の翌年二月十五日までの間に、当該被相続人居住用家屋が耐震基準（地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものをいう。第一号ロにおいて同じ。）に適合することとなつた場合又は当該被相続人居住用家屋の全部の取壊し若しくは除却がされ、若しくはその全部が滅失をした場合に限る。）に」に改め、同項第一号中「模様替」の下に「（第三号において「増改築等」という。）」を加え、同号ロ中「地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるもの」を「耐震基準」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋（当該相続の時後に当該被相続人居住用家屋につき行われた増改築等に係る部分を含むものとし、当該相続の時から当該譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないものに限る。以下この号において同じ。）の政令で定める部分の譲渡又は当該被相続人居住用家屋とともにする当該相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の敷地等（当該相続の時から当該譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないものに限る。）の政令で定める部分の譲渡（これらの譲渡のうち第一号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

第三十五条第十三項中「第四項」を「第五項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「、第八項」を「、第九項」に、「第三十五条第八項」を「第三十五条第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項の場合において、当該相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人の数が三人以上であるときにおける第一項の規定の適用については、同項第一号中「三千万円（」とあるのは「二千万円（第三十五条第二項各号に掲げる場合に該当して同条第一項の規定の適用を受ける場合には、三千万円の範囲内において、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）（」と、「三千万円に」とあるのは「二千万円に」と、「三千万円から」とあるのは「二千万円から」と、同項第二号中「三千万円（」とあるのは「二千万円（第三十五条第二項各号に掲げる場合に該当して同条第一項の規定の適用を受ける場合には、三千万円の範囲内において、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）（」と、「二千万円に」とあるのは「二千万円に」とする。

第三十五条の三第一項中「令和四年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同条第二項第二号中「五百万円」の下に「（当該低未利用土地等が次に掲げる区域内にある場合には、八百万円）」を加え、同号に次のように加える。

イ　都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める区域

ロ　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十五条第一項に規定する所有者不明土地対策計画を作成した市町村の区域（イに掲げる区域を除く。）

第三十七条第一項中「令和五年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に、「の第四号」を「の第三号」に、「し、贈与」を「し、同表の第一号及び第三号の上欄の場合を除き、贈与」に改め、「同表の第一号、第二号及び第四号の上欄を除き、」を削り、「第五号」を「第四号」に改め、「ときは」の下に「、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該譲渡につき」を加え、「の第二号」を「の第一号」に改め、「令和二年四月一日前に同欄のイ若しくはロに掲げる区域となつた区域内又は」を削り、同項の表の第一号を削り、同表の第二号の上欄中「区域（」の下に「イ又はロに掲げる区域にあつては、令和二年四月一日前に当該区域となつた区域を除く。）を、「ある土地等」の下に「（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）」を、「建物」の下に「（その附属設備を含む。以下この表及び第十項において同じ。）」を加え、同号の下欄中「航空機騒音障害区域以外の地域内」を「上欄のイからハまでに掲げる区域以外の地域内（国内に限る。以下この号において同じ。）」に、「市街化区域」を「都市計画法第七条第一項の市街化区域と定められた区域」に改め、同号を同表の第一号とし、同表の第三号の上欄中「既成市街地等及びこれに類する区域として政令で定める区域」を「次に掲げる区域（イからハまでに掲げる区域にあつては、政令で定める区域を除く。以下この号において「既成市街地等」という。）」に改め、同欄に次のように加える。

イ　首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する既成市街地

ロ　近畿圏整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）第二条第三項に規定する既成都市区域

ハ　首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）第二条第三項に規定する政令で定める区域

ニ　イからハまでに掲げる区域に類する区域として政令で定める区域

第三十七条第一項の表の第三号の下欄中「上欄に規定する区域」を「既成市街地等」に改め、同号を同表の第二号とし、同表の第四号の上欄中「所有期間」の下に「（第三十一条第二項に規定する所有期間をいう。第五項において同じ。）」を加え、同号を同表の第三号とし、同表の第五号の上欄中「満たないもの」の下に「（建設業その他の政令で定める事業の用に供されるものにあつては、平成二十三年一月一日以後に建造されたものを除く。）」を加え、同号を同表の第四号とし、同条第三十項中「令和五年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に、「第四号」を「第三号」に、「供する見込みであるときは」とあるのは、「供する見込みであるときは」を「政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該譲渡につ